

ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱

(平成4年6月30日埼玉県生活福祉部長決裁)

(目的)

第1条 ひとり親家庭等医療費支給事業は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は市町村とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で別表第1に定める程度の障害の状態にある者をいう。
- (2) ひとり親家庭 次のアからケまでのいずれかに該当する児童の父が監護し、かつ、生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。ただし、当該児童が児童の父若しくは母（別表第2に定める程度の障害の状態にあるときを除く。）と生計を同じくしているとき又は、父若しくは母の配偶者（別表第2に定める程度の障害の状態にある父又は母を除く。）に養育されているときを除く。
 - ア 父母が婚姻を解消した児童
 - イ 父又は母が死亡した児童
 - ウ 父又は母が別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
 - エ 父又は母の生死が明らかでない児童
 - オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - カ 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
 - キ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ケ キに該当するかどうか明らかでない児童
- (3) 養育者 次のアからウに掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。
 - ア 父母が死亡した児童
 - イ 母が監護しない又は母がない前号アからケまでのいずれかに該当する児童（前号イに該当するものを除く。）
 - ウ 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない（父がない場合を除く。）又は父がない前号アからケまでのいずれかに該当する児童（前号イに該当するものを除く。）
- (4) この要綱にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をして

いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

- (5) 医療保険各法 次のアからキまでに掲げる法律をいう（このうち、ウからキまでを以下「社会保険各法」という。）。
- ア 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - イ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
 - ウ 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - エ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - キ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 受給資格者 第6条第1項に定めるひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる者をいう
- (7) 申請者 日本国内に適法に住所を有する第5条第1項に定めるひとり親家庭等医療費受給資格を得ようとする受給資格者のうち、ひとり親家庭の父、母又は養育者をいう（受給者となった者を含む。）。
- (8) 受給者 日本国内に適法に住所を有する第5条第4項または第12条第1項に定めるひとり親家庭等医療費受給者台帳に記載された受給資格者をいう
- (9) 受給者証 受給者のうち、ひとり親家庭等医療費の支給を受けることができる者に交付される、ひとり親家庭等医療費受給者証のことをいう
- (10) 支給停止者 第7条の規定により医療費の支給を受けることができない受給者をいう
- (11) 一部負担金 医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、入院時食事療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。
- (12) 現物給付 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある受給者の入院に係る医療費、及び9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある受給者の通院に係る医療費について、受給者が健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、市町村が受給者に代わって医療費を当該医療機関に支払うことをいう。

（受給資格）

第4条 受給資格者は、各市町村の区域内に住所を有するひとり親家庭又は養育者家庭の次の各号のいずれかに該当する者であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
 - (2) 養育者及び養育者が養育する第3条第1項第3号アからウまでの児童
- 2 前項の受給資格者（児童を除く。以下この号において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が受給資格者となるとき、次に該当する者は受給資格者としない。
- (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが受給資格者となるとき、又は父及び養育者のいずれもが対象者となるとき
 - (2) 同一の児童について、母又は養育者のいずれもが受給資格者となるとき
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

- (3) 次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）に入所している者
 - ア 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
 - イ アに掲げる施設のほか、第4条第1項各号に規定する受給資格者、受給資格者に係る国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設
- (4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (5) 市町村が重度心身障害者医療費の支給事業に関して制定している条例に基づき医療費の支給を受けることができる者で、かつ、重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱（昭和50年6月7日決裁）の対象となっているもの
- (6) 市町村がこども医療費の支給事業に関して制定している条例に基づき医療費の支給を受けることができる者で、かつ、こども医療費支給事業補助金交付要綱（平成13年7月12日健康福祉部長決裁）の対象となっているもの
- (7) 他の都道府県又は市区町村（他の都道府県に所在するものに限る。）における医療費の支給事業により医療費の支給を受けているもの

（受給資格の登録）

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする申請者は、その家庭に属する受給資格者について、市町村長に申請し、受給者証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による申請には、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書に、受給資格者に係る次の各号に掲げる書類等を添えて行わなければならない。また、第7条第1項第2号に規定される配偶者、扶養義務者がいる場合は、その者に係る第5号及び第6号の書類等を添えて前項の規定による申請を行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類等
- (2) ひとり親家庭等認定調書
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (4) 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）
- (5) 世帯全員の住民票の写し
- (6) 前年（1月から6月に申請するものについては前々年）の所得の状況を証する書類等
- (7) 養育費申告書
- (8) その他市町村長が必要と認める書類等

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、市町村長は前項第1号から第7号までの書類等について添付の省略を認めることができる。

- (1) 申請者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）である場合において、申請者が児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するとき
- (2) 申請者が児童扶養手当受給者であること等を市町村長が確認できるとき
- (3) 前項に掲げる書類等について市町村長が公簿その他の情報により確認することができるとき

4 市町村長は、第1項の規定により申請があった場合において、申請者とその家庭に属する受給資格者が第4条の規定に該当する者と認めるときは、受給者の氏名、住所その他の医療費受給資格の登録に係る事項をひとり親家庭等医療費受給者台帳に記載する。

この場合、第4条の規定に該当する者について受給者として受給者証を交付する。

- 5 市町村長は、第1項の規定により申請があった場合において、第4条の規定に非該当その他の理由により申請者またはその家庭に属する受給資格者に受給者証を交付しないときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書により通知するものとする。
- 6 市町村長は、第1項の規定により申請があった場合において、第7条の規定により支給停止者となるときは、受給者証を交付しない。この場合においては、市町村長は受給者を支給停止者として第4項に定める医療費受給資格の登録に係る事項をひとり親家庭等医療費受給者台帳に記載し、申請者にひとり親家庭等医療費支給停止通知書（以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。
- 7 受給者証の有効期間は、申請日または更新日からそれ以後最初の12月31日または受給資格消滅日のうちいずれか早く到達する日までとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ市町村が条例又は規則でその号に係る内容を規定している場合は、その号に規定する日を申請日とみなす。
 - (1) 受給資格者等に異動があった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に第1項の申請をしたときは、異動があった日
 - (2) 受給資格者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に第1項の申請をしたときは、転入日
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、受給資格者が災害その他やむを得ない理由により第1項の申請をすることができなかった場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日
- 8 前項にかかわらず、第10条第1項の規定による届出又は同条第2項により届出を省略する場合は、その届出の日または届出の省略が市町村長に認められた日以後6か月が経過した後最初に到来する12月31日または受給資格消滅日のうちいずれか早く到達する日までとすることができる。

（支給額）

第6条 市町村長は、受給者の一部負担金から次の各号に規定する自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を申請者に支給する。ただし、受給者の責（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

（1）自己負担金

ア 次号に規定するもの以外（外来）の場合

1つの医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円

イ 入院の場合 1つの医療機関等、1人ごとに1日につき1,200円

（2）次のアからウまでに掲げるものについては、前号ア及びイの自己負担金を控除しない。

ア 受給者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）が課されないとき（所得の申告をしないこと等により同税が課されていない場合を除く。）又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときの当該受給者に係る一部負担金

イ 薬局における一部負担金

ウ 治療用装具の製作費に係る一部負担金

(支給の制限)

第7条 前条の規定にかかわらず、申請者の所得（申請日の前年の所得。1月から6月までに申請するものについては、前々年の所得。第10条第1項の規定による届出又は同条第2項により届出を省略する場合は支給の対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該申請者の扶養親族等でない児童で、申請者が申請日の前年（1月から6月までに申請するもの及び第10条の規定により申請または同条第2項により申請を省略する場合は対象となる年の前々年）の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、次の各号に掲げる額以上であるときは、ひとり親家庭等医療費を支給しない。

(1) 次に掲げる児童の養育者（以下、「孤児等養育者」という。以下この条において同じ。）を除く申請者で、加算対象扶養親族等（扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下この条において同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）及び生計維持児童（条例第4条第1項第1号に規定する児童をいう。以下同じ。）がないとき 208万円

ア 第3条第1項第2号イ又はエに該当する児童であって、かつ、父又は母がないもの

イ 第3条第1項第2号キに該当する児童であって、かつ、父又は母がないもの

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 第3条第1項第2号クに該当する児童であって、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

オ 第3条第1項第2号ケに該当する児童

(2) 孤児等養育者を除く申請者で、加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき 208万円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者（70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。イにおいて同じ。）、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下この条において同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。ウにおいて同じ。）に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に48万円を乗じて得た額

ウ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に53万円を乗じて得た額

(3) 孤児等養育者である申請者で、加算対象扶養親族等及び生計維持児童がないとき 236万円

(4) 孤児等養育者である申請者で、加算対象扶養親族等又は生計維持児童があるとき 236万円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に44万円を乗じて得た額（アの規定（生計維持児童に係る部分を除く。）により算定された額

がない場合にあつては、当該乗じて得た額から 6 万円を減じた額)

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者の配偶者の所得又はその申請者の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその申請者と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、次の各号に掲げる額以上であるときは、ひとり親家庭等医療費を支給しない。
 - (1) 加算対象扶養親族等（条例第 4 条第 2 号に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない 30 歳以上 70 歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）がないとき 236 万円
 - (2) 加算対象扶養親族等があるとき 236 万円に次に掲げる額を加算した額
 - ア 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものを除く。）の数に 38 万円を乗じて得た額
 - イ 当該加算対象扶養親族等（老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に 44 万円を乗じて得た額（アの規定により算定された額がない場合にあつては、当該乗じて得た額から 6 万円を減じた額）
- 3 前 2 項の所得が、第 5 条第 2 項第 6 号及び第 7 号に掲げる書類等の未添付または税の申告を行わないこと等により確認できないときは、ひとり親家庭等医療費を支給しない。
- 4 児童扶養手当法第 9 条第 2 項に定める当該児童の養育に必要な費用の支払いを受けたときは、前項の所得に算入する。
- 5 第 1 項から第 3 項までに規定する所得の範囲は、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 3 条第 1 項に定める範囲とする。ただし、同項の「法第九条から第十一条までに規定する所得」とあるものは「第 1 項から第 3 項に規定する所得」と読み替え、「法第九条第一項に規定する受給資格者」とあるものは、「申請者」と読み替えて適用するものとする。
- 6 第 1 項から第 3 項までに規定する所得の額は、児童扶養手当法施行令第 4 条第 1 項に定める方法で計算し、同条第 2 項に定める控除を行った額とする。
- 7 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の 12 月 31 日までの第 6 条に規定するひとり親家庭等医療費の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては第 1 項から第 3 項の規定を適用しないものとする。
- 8 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同号に規定する期間に係る金額を市町村長に返還しなければならない。
 - (1) 当該被災者（第 1 項に規定する申請者。ただし、次号の適用がある申請者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 1 項各号で定める額以上であるとき。
当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費
 - (2) 当該被災者（第 1 項に規定する申請者のうち、孤児等養育者である申請者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及

び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第1項各号で定める額以上であるとき。

当該被災より支給されたひとり親家庭等医療費

- (3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第2項各号で定める額以上であるとき。

前2号で支給されたひとり親家庭等医療費

- 9 前項に規定する所得については、次のとおりとする。

- (1) 所得は、第7項の損害を受けた年の所得のうち、第5項に規定する範囲の所得とする。
- (2) 所得の計算は、児童扶養手当法施行令第4条第1項に定める方法で計算し、同条第2項に定める控除を行った額とする。この場合において、条文内に「その年」とあるのは、「第7項の損害を受けた年の翌年」と読み替えて適用するものとする。

(支給の方法)

第8条 受給者は、医療機関等において医療保険各法に規定する電子資格確認等（医療保険各法に規定する電子資格確認その他医療保険各法の主務省令で定める方法による。）により被保険者等であることの確認を受けるとともに、受給者証の提示又は次の各号に掲げる方法によりひとり親家庭等医療費の受給者であることの確認を受け、医療費の一部負担金相当額を支払うものとする。

- (1) 受給者が、市町村に対し、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を送信する方法により、ひとり親家庭等医療費の受給資格に係る情報（ひとり親家庭等医療費の請求に必要な情報を含む。次号において同じ。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村から回答を受けて当該情報を医療機関等に提供する方法
- (2) 医療機関等が、過去に取得した受給者のひとり親家庭等医療費の受給資格に係る情報を用いて、市町村に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、市町村から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法（受給者が当該医療機関等から療養（居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導に限る。）又は訪問看護を受けようとする場合であって、当該医療機関等から前号に掲げる方法による確認を受けてから継続的な療養又は訪問看護を受けている場合に限る。）
- (3) その他市町村長が認める方法

- 2 医療機関等は、受給者から医療費の一部負担金相当額を受領したときは、領収書またはひとり親家庭等医療費に係る領収書用紙にその旨を記載し、これを受給者に交付するものとする。

- 3 申請者は、医療機関等に支払った受給者に係る医療費の一部負担金相当額について支給を受けようとするときは、前項の規定により交付を受けた領収書を添えたひとり親家庭等医療費支給申請書またはひとり親家庭等医療費に係る領収書用紙を市町村長に提出し、ひとり親家庭等医療費の支給の申請をすることができる。

- 4 前項の申請を受けた市町村長は、その内容を審査し、ひとり親家庭等医療費の支給に適すると認められる場合は、申請者に対し支給決定を行う。

- 5 市町村長は、支給決定を受けた者に対しひとり親家庭等医療費支給決定通知書により通知し、通知を受けた者にひとり親家庭等医療費を支給する。支給額については、台帳等に記録するものとする。
- 6 前各項の規定にかかわらず、市町村長は、受給者が埼玉県内で現物給付を実施する保険医療機関等で医療を受け、その医療費がひとり親家庭等医療費の支給に適すると認められる場合は、当該ひとり親家庭等医療費を受給者に代って当該医療機関等に支払うことができる。
- 7 市町村長は、前項の規定に基づく支払いを埼玉県国民健康保険団体連合会又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に委託することができる。
- 8 市町村長が前2項の規定に基づく支払いを行ったときは、当該医療を受けた受給者に対しひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。
- 9 前項の規定により医療費の支給を行った場合、市町村長はその支給額について台帳等に記録するものとする。この場合において、第4項に規定する通知は行わない。
- 10 申請者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべきひとり親家庭等医療費で、まだその者に支給していなかったものがあるときは、市町村長はその受給者であった者にその未支給のひとり親家庭等医療費を支給することができる。
- 11 前項における手続きは、第4項及び第5項の規定を準用する。

(届出等)

第9条 申請者は、受給者について次の各号に掲げる事由が生じたときは、受給者証及び市町村長が必要と認める書類等を添えて、その旨を速やかに市町村長に届け出なければならない。

- (1) 受給者の氏名に変更があったとき
 - (2) 受給者の住所その他の医療費受給資格の認定に係る情報に変更があったとき
 - (3) 受給者または配偶者の障害の状態に変更があったとき
 - (4) 医療保険各法の保険の種類又は医療保険証の記載事項に変更があったとき
 - (5) 監護し、又は養育する児童の数に変更があったとき
 - (6) 受給者の所得、生計を同じくする扶養義務者の数またはその所得に変更があったとき
 - (7) 申請者、受給者の全部または一部が受給資格者とならなくなったとき
 - (8) 受給者証を破り、汚し又は失ったとき
 - (9) その他、市町村長が届出を必要と認める事由が生じたとき
- 2 受給者又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、受給者について事由が生じた後速やかに、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 3 第1項第8号の届出を行った者は、その理由を記載した再交付の申請を併せて提出することができる。

(現況の届出)

第10条 申請者は、その家庭の現況について、現況届に受給者証及び第5条第2項各号に規定する書類（申請者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得を証する書類等については、未届の年がある場合はその全ての年の所得を含む。）を添えて、毎年市町村長が定める期間中に市町村長に提出しなければならない。ただし、市町村長が必要と認める書類等が証明する事項について、市町村長が公簿その他の情報により確認することができるときは、市町村長はその書類等の添付の省略を認めることができる。

- 2 次の各号に掲げる場合は、市町村長は現況届の提出の省略を認めることができる。
- (1) 申請者が第5条の申請を行った年であり、かつその添付書類として前年の所得を証す

- る書類等を提供した場合（市町村長が当該書類等の添付の省略を認めた場合を含む。）
- (2) 申請者が受給者に係る児童扶養手当受給者である場合。ただし、児童扶養手当に関わりのない受給者がある場合あるいは児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条の届出を行わない場合、または所得の申告を行わない者（未届である年がある場合を含む。）がある場合についてはこの限りではない。

（受給者証の訂正または再交付）

- 第11条 市町村長は、第9条第1項第1号から第4号までの届出を受理したときは、ひとり親家庭等医療費受給者台帳の内容を変更し、必要に応じて訂正した受給者証を交付することができる。
- 2 市町村長は、第9条第3項の申請を受理したときは、受給者証の再交付を決定しこれを行うことができる。

（受給者証の更新、支給停止の通知）

- 第12条 市町村長は、第9条第1項第5号から第7号までの規定による届出、第10条第1項の規定による現況届を受理した場合または第2項の規定により現況届を省略した場合において、引き続き申請者とその家庭に属する受給者の全部又は一部が受給資格者であると認めるときは、その者について医療費受給資格の認定を行い、受給者とする。
- 2 市町村長は、前項の規定により提出された届出または現況届の記載事項に基づき、ひとり親家庭等医療費受給者台帳の内容を訂正し、引き続き受給者とした者について受給者証を交付するものとする。ただし、受給者の全部または一部が第7条の規定により支給停止者となる場合はその者に係る受給者証を交付せず、支給停止通知書により支給の停止を通知するものとする。
- 3 次の各号に定める場合において、市町村長が届出等について相当の期間を設けて催告してもその届出等が提出されない場合は、申請者とその家庭に属する受給者の全部について支給停止者とし、支給停止通知書により支給の停止を通知するものとする。
- (1) 申請者が第9条第1項第5号から第7号までの規定による届出を行うべきにもかかわらず、これを行わない場合
- (2) 申請者が第10条第1項の規定による現況届を市町村長が定める期間中に提出しない場合
- 4 前2項の規定による支給停止者は、直ちに市町村長に受給者証を返還しなければならない。

（受給資格の喪失）

- 第13条 市町村長は、受給者が受給資格者に該当しなくなつたと認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書を受給者に交付する。ただし、受給者の死亡または受給者が第3条第1号に定める児童ではなくなつたことを理由とする場合はこの限りではない。
- 2 受給者は、その資格を喪失したときは、直ちに受給者証を市町村長に返還しなければならない。

（受給者証の返還）

- 第14条 受給者証の記載内容の訂正、受給資格の喪失及び支給停止により必要となる受給者証の提出が行われない場合、市町村長は受給者証の提出を申請者、受給者その他届出の提出者に命じることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 受給者は、医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第16条 市町村長は、医療給付が第三者の行為に因るものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(支給額の返還)

第17条 市町村長は、次の各号に掲げる場合、ひとり親家庭等医療費を受けた額の全部又は一部を申請者に返還させることができる。

- (1) 受給者が偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けたとき
- (2) 受給者が他の法令等により医療費の支給を受けたとき
- (3) 受給者が市町村長に必要な事項を届出せず、ひとり親家庭等医療費の支給を受けたとき
- (4) 受給者が受給資格者に該当しなくなったにも関わらず、ひとり親家庭等医療費の受給を受けたとき
- (5) 受給者が支給停止者に該当する(所得更正等により過去にさかのぼって支給停止者となる場合を含む。)にも関わらず、ひとり親家庭等医療費の受給を受けたとき
- (6) 医療保険各法による給付額に変更があったとき
- (7) その他、市町村長が申請者にひとり親家庭等医療費を返還すべき理由があると認めるとき

(埼玉県補助)

第18条 埼玉県知事は、別に定めるところにより、事業に要する費用の一部を補助することができる。

附 則

この要綱は、平成5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月12日から施行し、改正後の要綱は、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成8年10月1日以後の診療に係る医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る医療費の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

2 改正後の規定は平成9年9月1日以後の診療に係る一部負担金の額及び医療費の申請から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額及び医療費の申請については、なお従前の例による。

3 施行日から平成11年3月31日までの間におけるこの要綱による改正後の7支給の範囲の規定の適用については、同(2)中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、施行日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円とする。

附 則

この要綱は、平成9年8月12日から施行し、改正後の規定は平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年2月3日から施行し、改正後の規定は平成10年1月1日から適用する。ただし、改正後の4対象者(2)の規定は平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年3月17日から施行し、改正後の規定は平成10年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月1日から施行する。ただし、7の規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２２年８月１日から施行する。ただし、改正前の要綱６（１）の規定により、受給者証の交付を受けている対象者（ひとり親家庭の父及び児童で、父がその児童と生計を同じくしていない者に限る）は、なお従前のとおりとし、改正後の要綱９（２）の届出から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のひとり親医療費支給事業実施要綱の様式による提示は、この要綱による改正後のひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱規定の様式による提示とみなす。また、この要綱の施行の際現にひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱の規定により作成されている様式は、この要綱による改正後の規定にかかわらず、当分の間、使用することができることとする。

附 則

この要綱は、平成２２年１１月１２日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、別表第３の規定は、平成２４年７月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 別表第３の規定は、平成２３年以後の所得による制限に適用することとし、平成２２年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２４年８月３１日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、４（３）イ、５（４）ア、５（５）及び６（６）の改正規定は、平成２６年１０月１日から施行する。
- 2 ３（２）カの改正規定は、平成２６年１月３日から適用する。

（経過措置）

- 3 平成２７年６月以前の資格審査に係る改正後の５（４）及び５（５）の規定の適用については、５（４）中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和３９年政令第２２４号）第２９条第１項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第３１条の９第１項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第２８号）第２条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第３１条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、５（５）中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。
- 4 平成２７年７月から平成２８年６月までの資格審査に係る５（４）及び５（５）の規定の適用については、５（４）中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の

一部を改正する法律（平成２６年法律第２８号）第２条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第３１条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、５（５）中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。ただし、改正後の５（１）及び別表３の規定は平成３０年以降の所得による制限から適用することとし、平成２９年以前の年の所得による制限については、なお従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。
- ２ 改正後の５（５）及び５（６）の規定は、平成３０年度所得の額の計算（平成３０年７月申請分を除く）について適用し、平成２９年度以前の所得の額の計算（平成３０年度所得のうち７月申請分含む）については、なお従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の５の規定は、令和２年以後の年の所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得の計算については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、８（４）の規定は、令和５年１月診療分から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１月１日から施行する。

附 則

- １ この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
- ２ この要綱の施行前の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則

- １ この要綱は、令和７年１月１日から施行する。
- ２ 改正後の第７条の規定は、令和７年１月１日以降の支給の制限について適用し、令和６年１２月３１日以前の支給の制限については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別表第1

- 1 次に掲げる視覚障害
 - ア 両眼の視力がそれぞれ0・0七以下のもの
 - イ 一眼の視力が0・0八、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの
 - エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの
 - 1 両眼の視力の和が0・08以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 4 そしゃくの機能を欠くもの
 - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢の全ての指を欠くもの
 - 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢の全ての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第2

- 1 次に掲げる視覚障害
 - ア 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
 - イ 一眼の視力が〇・〇四、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が二八度以下のもの
 - エ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が二〇点以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢の全ての指を欠くもの
 - 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6ヶ月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。